

鳥取市新たな起業・創業人材移住強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県が定める鳥取県新たな起業・創業人材移住強化補助金交付要綱（平成28年3月31日付第201500200263号鳥取県元気づくり総本部長通知）に基づき行う鳥取市新たな起業・創業人材移住強化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域が必要とする起業・創業人材を移住者として受け入れることによる元気な地域づくりを促進するため、地域の組織・NPO法人等（以下「地域組織」という。）が行う必要な条件整備の取組を支援することを目的として交付する。

(対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の15日前まで（4月1日に事業を開始する場合は4月5日まで）に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別紙第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に7日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになっ

た後は、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、本補助金の交付の決定に当たっては、災害等やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、補助対象事業において受け入れる対象となる起業・創業人材（第15条において「起業・創業人材の移住者」という。）が交付決定を受けた日から5年間は市内に居住し（市に住民票を移していない者にあつては市に住民票を移動させること。）、並びに市への移住後は確実に生業を興し、及び当該生業を同日から5年間は継続させることを交付の条件として付すものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- （2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業等以外のすべての補助事業等に係る場合とする。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第12条による報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から15日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあつては5年とし、同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び施設
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(収益納付)

第13条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により収入のあったときは、当該収入があった日から3日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第14条 補助事業者は、本事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業完了後の報告)

第15条 本補助金の交付を受けた者は、事業完了後5年間、起業・創業人材の移住者の活動報告書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域振興局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

2 別表第1欄に掲げる対象事業のうち、「研修等支援」については平成29年4月1日以降の施行とする。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市新たな起業・創業人材移住強化補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限補助額
地域が必要とする生業を興す、又は生業に必要な技能・資格等を有する人材（以下「起業・創業人材」という。）を受け入れるために行う条件整備に必要な事業	住居・施設・設備整備支援	元気な地域づくりを促進するため、起業・創業人材の受け入れ	空き屋等の改修による住居の整備及び生業を興すために必要な施設又は設備の整備に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）	2分の1	1事業当たり4,500千円
	研修等支援	れのための条件整備に取り組む地域の組織・NPO法人等（個人は除く。）	起業・創業人材が生業を興すために必要となる地域での研修や生活基盤確保等に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）	10分の10	最大2年間支給できるものとし、1年目は起業・創業人材1人当たり月額120千円、2年目は起業・創業人材1人当たり月額100千円を上限とする。
<p>備考</p> <p>補助対象事業は、次に掲げるすべての条件を満たすこと。</p> <p>(1) 宗教活動、政治活動でないこと。</p> <p>(2) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。</p> <p>(3) 補助対象経費について、国、県又は市の他の助成金等の交付を受けない事業であること。</p> <p>(4) 起業・創業人材が市内において地域が必要とする生業を興すと見込まれること。</p> <p>(5) 起業・創業人材がこれから本市に移住する者又は本市に住民票を移してから1年以内の者であること。</p>					